

〔研究ノート〕

# 「指定生産資材割当規則」の生成と発展

長谷部 宏 一

富山大学紀要. 富大経済論集 第69巻第1号抜刷（2023年9月）

富山大学経済学部

〔研究ノート〕

## 「指定生産資材割当規則」の生成と発展

長谷部 宏 一

キーワード：「指定生産資材割当規則」、「臨時物資需給調整法」、経済安定本部、GHQ、物資の割当配給

### 一、課題と方法

「指定生産資材割当規則」は、「臨時物資需給調整法」<sup>1</sup>を根拠法とする、生産用資財の割当配給を担った戦後における統制法規である。同規則は1946年11月20日に内閣訓令第十号として出された「指定生産資材割当手続規程」に基いて1947年1月24日、閣令、商工省令、農林省令、大蔵省令、内務省令、文部省令、厚生省令、運輸省令、通信省令、司法省令第一号「指定生産資材割当規則」（以下旧法と略記）として制定施行された。1948年6月12日旧法は廃止され、改めて総理庁令、法務庁令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、通信省令、労働省令第一号「指定生産資材割当規則」（以下新法と略記）が制定施行された。新法は、当初の根拠法「臨時物資需給調整法」が1952年4月1日廃止された後<sup>2</sup>も1952年8月1日の「指定生産資材割当規則を廃止する命令」制定施行<sup>3</sup>まで存続した。

本稿の課題は、「指定生産資材割当規則」の旧法と新法の成立とその変容の過程を跡付け、両者の特質を検討することにある。新旧両法に関連する統制法令についても必要に応じて言及する。

新旧両法について先行業績は、司波実、金沢良雄、山崎広明、山崎志郎、拙稿が挙げられる。司波実は統制の強化という観点から、新法を評価しているが、後に見るように、そのような観点が災いして、新法の解釈に問題を残す。金澤良雄は、司波とは逆に、新法の販売業者登録制は、戦時期以来の「統制機関（集

出荷機関や荷受期間)などの独占を排除しつつ公正な競争を持ち込んだ。」<sup>4</sup>と評価する。山崎広明<sup>5</sup>は、最初に「指定生産資材割当規則」の制定過程についても興味深い発見をしている。しかし、経済統制が分析の中心課題ではないため、新法についての叙述が皆無である点が物足りない。山崎志郎<sup>6</sup>は、「流通秩序確立対策要綱」に注目し、当時の統制政策と要綱との関係に「統制の強化」という性格付けを与えた。さらに、旧法、新法について言及はなされているが、司波の解釈を前提にしているために問題が残る。拙稿<sup>7</sup>においても、新旧「指定生産資材割当規則」の両者の特質をきちんと区別してのべられず、両者の違いを明確に位置付けられなかった。つまり、時系列的に新旧「指定生産資材割当規則」の変遷を跡付ることが、「指定生産資材割当規則」を正確に理解するためには避けて通れない作業であると考ええる。

以上の先行研究の問題点を念頭に、まず分析期間は、1946年04月から1949年7月とする。そして、『官報』の記述に従って新旧「指定生産資材割当規則」の変化の過程を整理し、さらに先行研究で重視されていた「流通秩序確立対策要綱」の成立過程とその具体化の過程を検証し旧法から新法への変化の過程を跡づける。

統制経済と法律の関係をどう考えるかについて、ここで触れておきたい。前田靖幸<sup>8</sup>は、資材統制には「国家統制」と「自主（自治）統制」があるとし、統制の主体によって区別する。国家主体が「国家統制」、民間人、民間団体」主体が「自主（自治）統制」ということになる。国家統制を見る場合も広義と狭義があり、狭義のそれは「私的経済への国家の権力的手段（法律的、行政的など）による干渉を」指すが、広義のそれは「非権力的手段（財政、金融）による（私的経済への）干渉」を指すと定義されている。本稿では、敗戦後の狭義の国家統制を跡づけることを目指す。但し「行政的干渉」を正確に跡づける方法が、見つからないので、法律的干渉の過程を跡づけることにする。

## 二、「指定生産資材割当規則」の成立

### ①戦後の経済統制 「指定生産資材割当規則」

敗戦直後、統制経済という資源配分方式がとられた理由は、GHQの指令によることはよく知られている<sup>9</sup>。戦時からの統制法規であり、物資統制の基本法であった「輸出入品等に関する臨時措置法」、「国家総動員法」は1945年12月時点で廃止されたが、その効力は統制混乱防止のため「輸出入品等に関する臨時措置に関する法律」は約半年延長され「国家総動員法」は46年10月1日まで延長された<sup>10</sup>。

「国家総動員法」の効力が失効する前日の46年9月30日、戦後統制の基本法である「臨時物資需給調整法」は成立した<sup>11</sup>。「臨時物資需給調整法」法案の帝国議会の審議開始は、1946年7月30日だった。当然物資統制の基本法である「臨時物資需給調整法」法案が準備される過程で、物資の配給統制の法律案も作られていた。

当初は、戦時期と同様の各物資夫々の法律が「40本」<sup>12</sup>用意されていたが、GHQから拒否され、結局生産資材の統制法と一般消費者の配給物資の統制法二つが作られることになった<sup>13</sup>。それらは先ず「内閣訓令」という形で公布施行された。その一つが内閣訓令第十号「指定生産資材割当手続規程」(1946.11.20)であり、いま一つが、内閣訓令第三号「指定配給物資配給手続規程」(1947.2.10)である。「訓令」は上級官庁の下級官庁への命令であり、国民全般に対する法的効力は無い。「訓令」の内容に沿った「省令」「告示」などが、関係各省で作られ、施行されるという仕組みを「行政法」の体系は持つ<sup>14</sup>。従って、内閣訓令「指定生産資材割当手続規程」公布後に1947年1月22日、この訓令に基づいて作られた生産用の資材についての統制法が、「指定生産資材割当規則」である。

「指定生産資材割当規則」の特徴は、(1)生産資材という大きなくくりの資材の群を対象としその割当と生産(「手続規程」別表68品目、「手続規則」附表第一、161品目、47.7.12)を規定、(2)指定生産資材の売買に不可欠な「指定生産資材割当証明書」(以下「切符と表記」)の発券は、「主務官庁」が行う(第

二条、第三条), (3)指定生産資材を利用したい事業者は、割当希望の申請を「主務官庁」に行わなければ指定生産資材は絶対に得られない(第三条), (4)経済安定本部は部門別割当を行い、主務官庁は事業者別割当を行う(第二条)(5)割当機関として、民間組織は好ましくない<sup>15</sup>, (6)戦時期を通じて消滅されようとした流通部門を配給の一環に組み込む(第一条、第五条)、(7)切符のみで配給統制を実施する(第七條、第八条、第九条、第十二、第十三条、第十五条)、と考えられる。

では、「指定生産資材割当手続規程」なぜこのような特質をもったのかを検討する。まず第一点、の指定生産資材という括りで、なぜ物資統制法が作られたのかについては、山崎広明氏が発見した「臨時物資需給調整法による統制法式」という資料が明らかにしてくれる<sup>16</sup>。

同資料によると戦時期と同様の個別物資の統制法を40数個用意してGHQと交渉したが、すべて拒否され、生産資材と、生活必要物資の二つに分けて法律案を作ったら認められたようである。なぜ、単独物資統制法が拒否され大括りな統制法が認められたのかは、この資料からは判明しないが、どうもアンチトラスト課の「ライト(Wright)」の意向によるものと想像できる<sup>17</sup>。つまり、大括りな生産資材を対象にした統制法という第一の特質は、GHQの意向による。

第二の特質、物資の割当は主務官庁が行うという点を考えてみる。この点については臨時物資需給調整法の政府案の検討から始めなければならない。臨時物資需給調整法の当初の政府案は、第二条で、民間機関に依る発券割当業務を規定していた。この点について、GHQの反対は強硬で、「臨時物資需給調整法による統制法式」では、この点について

- ・需給の調整を行う場合はすべて政府(就中経済安定本部)の責任において行い自治統制法式は原則として容認しない。
- ・割当機関としての産業団体の利用は、これが独占的な運営に陥ることを避けるために充分の用意を要する。
- ・従来の統制会社の変身の如き私企業に依る一手買取販売方法は過去の実状

に鑑みて絶対に認めない。

さらにアンチトラスト課のライトは、

統制につき統制団体を必要とする場合は民間団体は不可であって必ず政府団体（全額政府出資）でなければならない<sup>18</sup>

という意向だった。その結果であろう。臨時物資需給調整法衆議院審議中1946年8月6日に日本政府宛に連合軍最高司令官覚書「統制会の解散並びに政府割当機関及特定産業内に於ける必要統制団体の設立許可に関する件」が、出される。その内容は、これまでのGHQの主張の繰り返しで、民間組織の統制機構からの排除と統制にかかわる公的統制機関の設立を指示する内容であった。さらに新たに、「臨時安定措置」として、「経済安定本部の選定する特定産業内で」民間組織に依る割当も認めるということも付け加えられた。この覚書が出された時点で、「臨時物資需給調整法」の第二条は「死文化」<sup>19</sup>したとされる。

このGHQ覚書に対する日本政府の対応が46年9月6日「八月六日付覚書一cに対する処置（閣議決定）」<sup>20</sup>である。ここでは覚書の言う「経済安定本部が選定する特定産業」を「緊要産業」と呼んでいるが、経済安定本部は緊要産業を含んだ全産業に対する割当計画の作成、各省は経済安定本部が割り当てた各産業への物資を各企業に割当て・発券を行うという内容だった。さらに、経済安定本部は、各「緊要産業」における割当を行う民間団体の設立運営を監督する、というものだった<sup>21</sup>。ここで、第二の特質つまり、政府機関による物資の割当発券制度を作らざるを得なかったことがわかる。

さらに第三及四の、民間組織に統制業務からの排除も覚書の指令の結果である。実際、民間団体による割当を明示した「臨時物資需給調整法」第二条は、1947年3月28日削除<sup>22</sup>される。

こうして、「緊要産業」を除く産業での民間団体による割当を認めないというGHQの方針によって、民間団体による企業情報の把握によって、特定産業内の各企業への割当についての情報を得る方法がなくなったために、主務官庁が割当希望者とその割当量を把握するために、割当希望者が割当申請書を主務

官庁に提出する制度が案出されたと考えられる。

②「指定生産資材割当規則」の運用 1946年11月～1948年8月

1946年11月20日「指定生産資材割当手続規程」に内閣訓令第十号として出された。その内容は<sup>23</sup>、

1 経済安定本部による資材の全産業部門への割当と、各産業部門を構成する各企業への割当は各産業の主務官庁が行う。

2 割当作業は、指定生産資材の需要希望者（企業）が主務官庁へ指定生産資材の割当を申請する行動が、その起点となる。その申請期限は必要とする四半期の二ヶ月前である。

3 主務官庁は、各企業の申請した指定生産資材を査定しつつそれぞれの資材毎に合算集計し、それぞれの資材の需要表を作成し、経済安定本部に必要四半期一か月前までに需要表を提出する。

4 経済安定本部は各主務官庁から伝えられた、各指定生産資材の需要表を合算集計し、当該期の各産業部門への割当量を決定し、各主務官庁に伝達する。

5 各主務官庁は、所管の企業への各指定生産資材の割当を行い、それぞれ需要者割当証明書（割当切符）を交付する。

6 申請者への、全割当結果の情報開示と、割当結果に対する申請者の不服申立制度が設けられる。

7「販売業者」は、在庫のために「販売業者割当証明書」の発行申請と、それによるランニングストックの維持が明記され、指定生産資材を在庫している限り、需要者から、販売も申し込みがあったら「公定価格」で販売しなければならない。つまり、指定生産資材の流通に「販売業者」の役割が明示された。

8 指定生産資材の売買は、需要者割当証明書・販売業者割当証明書がその売買に媒介されなければ、実行できない。

9 需給逼迫指定生産資材が、我が国経済再建に不必要な物資の生産に使われる場合、経済安定本部は不必要な物資生産の禁止・制限の実行を主務官庁に命令する。

10 指定生産資材は「別表」に掲げられた物資と定義される。この時点で69品目。この後、訓令として指定生産資材手続規程は数回改正され、その都度別表指定生産資材の数は増加してゆく。

ここで、後の行論との関係で別表中に、「繊維及び工業用繊維製品」が含まれていることを確認しておく。又以上の内容にそって、指定生産資材割当規則が作られたことも確認しておく。以上の内容が後に見る「旧指定生産資材割当規則」に反映された。

1946年11月30日には内閣訓令第十一号「指定生産資材在庫調整要領」が出される。これによって発せられた省令・訓令は次のものがある。1947年1月25日商工農林省令第二号「指定生産資材在庫調整規則」、昭和1947年2月18日内閣訓令第四号「官庁保有指定生産資材の在庫調整に関する件」である。三つの訓令・省令の内容は重複するので「指定生産資材在庫調整規則」を例にその主張点を述べる<sup>24</sup>。

指定生産資材の所要量（別表に提示）以上を保有している官庁・事業者（在庫保有者）は、その主務官庁に在庫量・在庫場所・当該期生産計画における当該指定生産資材使用量などを届け出なければならない（販売業者はその義務は無いようである。第三条）。また、在庫所有者は割当証明書所持者から譲受希望の申出があった場合又「営団」・「公社」から譲受希望の申出があったとき、それに応じられる在庫を所有する場合は、取引に応じなければならないことが規定された。

1946年12月28日内閣告示第39号「指定生産資材割当手続規程第8条の規定による申請書の形式」が出され「指定生産資材需要者申請書」及び「販売業者指定生産資材需要申請書」の様式が明らかにされた。それらの内容は、指定生産資材を使用した事業活動と指定生産資材を用いた生産計画の明記、これまでの指定生産資材の取引量、販売計画の記入という内容である。<sup>25</sup>

1947年1月24日に「指定生産資材割当規則」が内閣、商工省、農林省、大蔵省、内務省、厚生省、運輸省、逓信省、司法省令第一号（以下旧法と記述）として、



制定施行された<sup>26</sup>。その特徴については再三論じたが、まだ触れていないことを述べる。まず「指定生産資材の定義」については附表第一で明確にされること、又主務官庁については附表第二で定義されることが明示された。また「需要者割当証明書」、「販売業者割当証明書」の他人への譲り渡しは、厳禁であることも明確に規定された。又「指定生産資材割当手続規程」でははっきりと規定されていなかったが、旧法では、明確に指定生産資材の取引・流通に「販売業者」が組み込まれることが述べられた。さらに、生産業者・販売業者の指定生産資材取引の記録帳簿の作成が義務付けられた。又指定生産資材割当規則による統制が機能しているか否かを検証する制度（クーポンの還流制度といわれる）の前提である、生産業者による主務官庁への「需要者割当証明書」「販売業者割当証明書」提出が定められた。

次いで商工農林省令第三号「指定生産資材割当規則」附表第一が公表された(1947. 2.15)<sup>27</sup>。先述したように、「指定生産資材割当手続規程」(46.11.25)の別表に掲載されている繊維及び工業用繊維原料に関連する資材は、この附表第一には、載せられていない。この時点で、石炭・鉄鋼に次ぐ重要物資といわれる繊維<sup>28</sup>が附表第一に載せられないということは、旧法の規定では繊維及び工業用繊維製品の秩序ある割当・配給実現の確信が、経済安定本部、繊維産業の主務官庁である商工省、農林省には無かったことの証左なのかもしれない。

続いて、紙製品についての二つの商工省告示（第十号 47.3.01、第十七号 47.4.01）が出される。第十号では、生産業者、販売業者は6種の紙製品の1947年3月10日現在での在庫数量を、1948年3月10日までに商工大臣に報告すること指令され、第十七号は、附表第一の改正で紙の種類を当初の6種から55種に増やすことが公表された。繊維同様紙は当時需給が逼迫した資材だったため執られた措置と思われる。

47年6月26日には、経済安定本部訓令第七号で「手続規程」「別表」が改正された。86品目から224品目への増加である。その内容は、普通鋼材、石炭、石油製品の細分化と特に注目されるべきは繊維の項が、以前は「繊維及び工業

用繊維製品」の一項目だったのが、10種類の繊維原料の6種類の加工品つまり60種類の繊維製品に増加したことである<sup>29</sup>。この別表改正は、後の繊維製品の「指定生産資材割当規則」「附表第一」への挿入につながると考えられる。

さらに7月12日には総理庁・商工省・農林省・大蔵省・内務省・文部省・厚生省・運輸省・逓信省共同省令第一号により、割当申請書を提出すべき主務官庁を規定する附表第二が制定公布された。同日には「商工省・農林省令第四号 指定生産資材割当規則附表第一制定の件改正」で、附表第一の内容が、前述の安本訓令第7号に従って細分化された。附表掲載品目中注目すべきは、依然として繊維及同製品が附表第一中に存在しないことである<sup>30</sup>。47年8月1日に商工省農林省令第四号「指定生産資材割当規則第一条による指定の効力に関する要綱」がでる。前商工省・農林省令第四で規定された新品目の一部に対して法的効力が発揮されるのは、9月1日以降とするというものである<sup>31</sup>。

9月10日に、「商工省・農林省共同省令第六号指定生産資材取扱規則附表第一中改正」が出る。ここで附表第一に初めて繊維・繊維製品が登場する。繊維・繊維製品が初めて「指定生産資材取扱規則」に従って、割当配給されることとなった。同日、同時に商工省令第23号「指定繊維資材配給規則」が制定施行される。「指定生産資材取扱規則」のみでは、繊維・繊維製品の正常な流通統制が確保できないので、繊維について単独法を制定するべきと経済安定本部、商工省繊維課は認識していたと思われる<sup>32</sup>。

「指定繊維資材割当規則」の内容を見てみよう。第一、指定繊維資材とは「指定生産資材割当規則」附表第一に指定された繊維及繊維品であるということ。この省令は「指定生産資材割当規則」を、補完するもので排除するものでないということ。第二、指定繊維資材の販売を業とする者及この省令施行後に販売業を企図する者は、商工大臣に申請して登録しなければならない。申請者の資力・信用・経験を審査して登録をする。登録は指定繊維資材の種類別に行う。登録販売者が「指定繊維資材割当規則」その他の法律に違反したときは登録取消もありうる。第三、指定繊維資材の製造業者、又は需要者が希望する場合

は、製造業者は、指定繊維資材を譲り渡すことが出来る。この行為を行ったときは商工大臣に報告しなければならない。第四、製造業者は第三の場合を除く生産した残りの指定繊維資材を、登録販売業者に譲り渡さねばならない。登録取消について異議申し立てが認められる。第五登録販売業者は、指定繊維資材を譲り受けたときは、商工大臣に報告しなければならない<sup>33</sup>。

注意すべき点は、販売業者登録制が取り入れられたことであろう。指定繊維資材の販売を行っている者及新規参入者は、商工大臣に申請して、資力、信用、経験を審査して登録をする。登録をしない者は、指定生産資材の販売はできない。流通に於ける正規ルートから闇への横流しに対し流通業者を登録して防止しようとするものだろう。また、指定繊維資材割当規則及他の法律違反をした場合登録取消となることがある。これらの決定には「必要があれば」第三者機関である「諮問委員会」に商工大臣が諮問して公平性を担保する。商工大臣の登録審査結果、法令違反による登録取消に対する異議申し立ても認められている。

又繊維製品の生産過程の特性を反映して、生産業者→生産業者、生産業者→需要者という流通業者を媒介しない流通ルートも認められている点も、確認しておきたい。この場合生産業者は、直接、生産業者又は需要者に指定繊維資材を譲り渡した旨を商工大臣に届け出なければならない。以上の場合以外、製造業者は生産した指定繊維資材を、販売業者に譲り渡さなければならない。というように正規の流通ルートもはっきりと規定されている。

「指定繊維資材割当規則」によって「指定生産資材割当規則」附表第一に繊維が新たに加わって、少なくとも石炭、鉄鋼、繊維という戦後経済復興にとって重要な生産資材が、「指定生産資材割当規則」によって、割当配給されるようになったことは、注目しなければならないだろう。

47年10月30日、経済安定本部訓令第十九号「指定生産資材の微量需要者に関する取扱要綱」が出される。「指定生産資材割当規則」は、生産業者への大ロットの指定生産資材供給を念頭に制定された。しかし、一般消費者が、補修などのため微量の釘、電線、セメントなどが必要な場合、「指定配給物資配

給手続規程」には、それらの微量の生産資材についての規定はなく、その結果考えられたのがこの要綱である。

内容を一瞥すると、第一、あくまでこの要領は、訓令なので、関係各省庁が一般市民生活の実情に合わせた、具体的法令を制定することを命じている。第二、指定生産資材の微量需要者の定義が、行われ 17 品目の指定生産資材について需要量の上限が示され、それ以下の需要者を指定生産資材の微量需要者と定義している<sup>34</sup>。第三、経済安定本部は、毎四半期各主務官庁に微量需要者供給用として、当該生産資材の生産状況を考慮しながら割り当てる。第四、経済安定本部から微量需要者用として割り当てを受けた各主務官庁は、都道府県別割当を決定してその割当数量の範囲内で各都道府県庁に販売業者別割当を行わせる。第五、微量需要者に指定生産資材を譲り渡す販売業者は、地方庁に微量需要者用指定生産資材割当申請書を提出し、地方庁は微量需要者用割当数量をにらみながら販売業者用微量需要者用割当証明書を交付する。その割当数量内において微量需要者は販売業者から指定生産資材を無切符で微量購入できる。その購入量の上限は総計で、前掲の附表に示された量が上限である。同時に微量需要者用指定生産資材の在庫がある限り販売業者は販売拒否できない。最後に販売業者は、譲り受けた微量生産資材の種類及数量・価格、譲受の年月日、譲受先の名称・氏名及び住所の記録と譲渡した微量生産資材の種類別数量及価格譲渡しの年月日、譲渡先指名・名称、住所等の販売記録を 6 ヶ月間保存しなければならない。<sup>35</sup> というもので、指定生産資材の家庭需要に対応するものだった。ただ、この訓令が法制化されるのは約一年後の 1948 年 9 月 25 日農林商工省令第三号「微量需要者用指定生産資材取扱規則」<sup>36</sup> においてである。

1947 年 10 月 31 日総理庁令、内務省令、大蔵省令、司法省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、逓信省令、労働省令第一号「石油製品配給規則」が制定施行された<sup>37</sup>。この共同省令は石油の割当配給に関するもので、「指定生産資材割当規則」の附表第一から石油製品の削除を規定している<sup>38</sup>。さらに、この中で述べられる「販売業者登録制度」については興味深い事実があきらかにな

り、のちの新法における「登録販売制度」を深く理解するためにも見逃すことが出来ない共同省令である。制定理由を商工省内の文書は次のように述べる。

「石油製品の配給方式についてはさきに指定生産資材割当規則によって統制を行ってきたが石油製品は指定生産資材と指定配給物資との両方の性質を有するので指定生産資材割当規則のみにては統制上不便である上に、その上供給の9割は連合軍の払下げに依存している関係上、統制を強化し且つ配給の適正化を図る必要があるので臨時物資需給調整法に（と？）石油公団法に基づいて一略一石油製品配給規則を制定」<sup>39</sup>する。以上によれば、石油製品は「指定生産資材と指定配給物資との両方の性質」を持った財なので、指定生産資材割当規則のみでは、配給統制が困難である。加えて石油製品の供給の9割は「連合軍の払下げ」なので、一層その統制に注意を払わねばならない。という理由で単独法「石油製品配給規則」を制定したことが明らかになる。

では、「石油配給規則」の内容を見る。まず、石油製品とは、本令の別表で規定される「揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油（半固定潤滑油を含む。）」を指す。これらは、前述した注38の「指定生産資材割当規則、附表第一」から削除された石油製品の品目と一致する。つまり、上述の「石油製品」について「指定生産資材割当規則」には配給割当の法的効力がなくなり「石油製品配給規則」によって割当配給されるように変わったことが明確になる。次に「需要者」、「生産業者」、「販売業者」の定義が行われ、「販売業者」は「石油配給公団総裁が指名した石油販売を業とする者」と規定される。石油配給公団総裁による指名は、①石油販売を営む希望者が「石油配給公団総裁」に「石油販売業者指定申請書」を提出することから始まる。②販売業者の指定にあたって石油配給公団総裁は、諮問委員会<sup>40</sup>に諮問して、③諮問委員会は(1)申請販売業者の設備内容<sup>41</sup>(2)配給地区に一定数の店舗を所有の二点で指定の可否を考え、その結果を総裁に答申し総裁は、指定販売業者を決定するという手続きで決まる。さらに、切符の種類について述べられる。配給割当は、販売業者に対して地方商工局が行うことも明記されている。需要者に対する割当については、明記されて

いない。又割当、販売業者指定拒否等について異議申し立てについて明示されている。生産業者、販売業者の帳簿記載義務、及び毎月の仕入れ、需要部門別販売量、品種別在庫量の商工局長への報告義務が定められている。以上石油製品配給規則の特質としては、販売業者の詳細にわたる資格審査とその指定乃至登録についての規定が大半を占め、生産業者及び需要者に関する規定はほとんどないのが特徴といっていだらう。

同日、商工省告示第 77 号「指定生産資材割当規則附表第一の品目細分類等に関する件」で、石油製品の分類変更がなされた。

1947 年 12 月 29 日には経済安定本部訓令第 26 号「指定生産資材割当手続規程改正」では、別表にあるタンニンの項の詳細化と、「熱絶縁材料、イ 炭化コルク、ロ 生圧搾コルク」が追加された。

1948 年になると 1 月 28 日商工省告示第 6 号「指定生産資材割当規則附表第一の（二六）に紙指定の件改正」が出され、機械漉紙の絶縁用紙についての規定変更がされた。2 月 20 日には商工省農林省令第一号「指定生産資材割当規則の附表第一の件中改正」がだされ、前年末に出された経済安定本部訓令に沿った附表第一の変更が制定施行された。3 月 30 日には同様の指定生産資材割当手続規程別表改正訓令が出され新たに別表に「再生コークス」が加えられた。

ここで、これまでの訓令・省令の内容とは異なる配給統制政策不具合対処のための訓令が出される。48 年 4 月 1 日公布の経済安定本部訓令第 18 号「指定生産資材割当証明書の有効期限に関する件」である。内容は、既に発行された「鉄鉄、鑄鉄管、圧延鋼材、鉄鋼及重要非鉄金属」の割当証明書が、当時、物資需給が極めて不良なので、「不渡りのまま滞留し、物資の流通を混乱阻害しているので、その整理を促進するため有効期限を短縮」というものである<sup>42</sup>。さらに関係省庁の割当証明書有効期限短縮の早急な法令化を指令している。この訓令が出された 12 日後の 4 月 13 日総理庁・法務庁・外務省・大蔵省・文部省・厚生省・農林省・商工省・運輸省・逓信省・労働省令第三号「指定生産資材割当証明書の有効期限に関する件に従い需要者割当証明書の有効期限中改正」が

公布施行される。その概要は、銑鉄、鑄鉄管、普通圧延鋼材 14 種<sup>43</sup>の需要者割当証明書の有効期限を 47 年第 3 四半期発行のものは 48 年 4 月 15 日又は 5 月末日、47 年第 4 四半期のものは、48 年 5 月末日又は 7 月末日というものである。そのように、鉄鋼二次製品 6 種類、重要非鉄金属 13 種類<sup>44</sup>及び電線にそれぞれ同じような発行期と有効期限が規定された<sup>45</sup>。一般的に割当証明書の有効期限については、旧「指定生産資材割当規則」には、切符の有効期限規定は無く、主務官庁が発行する割当証明書に有効期限欄があって、そこに明記されていたようである<sup>46</sup>。四半期の切符の有効期限は、主務官庁の責任で決められていたと思われる。従ってその短縮も、主務官庁の権限の中にあると解釈されたのであろうか。ともかくも切符の有効期限短縮事件は、同年 6 月の新法制定のモメントの一つになったと思われる。

4 月 20 日には新法制定をにらんで経済安定品部訓令第二十一号「昭和 21 年内閣訓令第十号指定生産資材割当手続規程改正の件」が出される。手続規程を改正して合理的な指定生産資材の割当基準策定を各主務官庁に命じたものである。その内容を見ると、手続規程の第四条の二項として新たに三つの号が追加される。各産業の主務官庁は、需要者割当の基準を定めて経済安定本部に提出し承認を受けなければならない。そして、割り当ての「一般の基準」が示される。第一は、割当ては「公正、公平且つ無差別な基礎」の上でなされなければならない。移行措置として産業団体に割当事務を委託している場合も、同様の基礎の上で割当遂行がされることを保証しなければならない。第二は、資材逼迫で制限が必要な場合を除き、「すべての新規企業に対しても」既存企業と同様の公正な割当基準で割当てなければならない。制限によって新規企業の発生を抑圧してはならない。第三に、割当は、企業の実稼働能力を見、過去の一定期間の生産を評価する。割当は需要部門の特性に応じて次の四点を考慮しなければならない。(1)「指定生産資材の使用効率」(2)「生産物の品質」(3)「生産物の正規の系路による出荷実績」(4)「当該需要部門の全体の合理的生産を確保するため特に考慮すべき事項」が挙げられ、罰則として「正規の系路以外経路に出荷



した場合」、「当該需要者に対する指定生産資材の割当は、停止又は減少」させると規定される。さらに、第五条第四項を改正し、需要者の不服申し立てとその手続き、申立への安本の回答が30日以内になされるという内容であった<sup>47</sup>。今回の改正規定の一部具体化が新法の新たな内容となる。

48年4月30日に、指定生産資材割当規則の運用と関連のある商工省令第14号「紙小売業者登録規則」が制定され、その規則の大部分が5月21日に施行された<sup>48</sup>。この規則で注目すべきは、登録しなければ紙の小売りは営めないという点と登録手続きさえすればそれで登録されるという点である。もちろん紙小売業者登録規則や指定生産資材割当規則さらには「物価統制に関する他の法令」に違反した場合、登録は取り消されるが、基本的に登録の要件などは規定されず、届出れば、登録。登録すればそれで営業できるという点である。もちろん紙小売業者登録規則や指定生産資材割当規則さらには「物価統制に関する他の法令」に違反した場合、登録は取り消されるが、基本的に登録の要件などは規定されず、届出れば登録（無制限登録）されるという内容である。ただ登録販売業者の義務として、商工大臣に、前月二日から当月二十日までの各種紙の小売数量の報告書を提出しなければならないという義務が生ずる。登録の資格を云々せず、登録した者には紙の小売りを営ませ、毎月の流通内容の報告を商工省に提出しなければならないという義務規定を明記したものである。後の指定生産資材割当規則の「登録販売業者」の意味を考えると一つの有力な事例になると思われる。

次いで、5月21日経済安定本部訓令第32号「指定生産資材割当手続規程中改正」が出される。別表改正で別表中「亜炭（暖房用亜炭を除く）」を「亜炭（配炭公団法別表第一に掲げる亜炭）」に改める、というものである<sup>49</sup>。

### 三、新「指定生産資材割当規則」の成立

1948年6月12日に、旧法が廃止され総理庁令、法務庁令、外務省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、逓信省令、労働省令第一号新「指定生産資材割当規則」が制定される。改正ではなく新法として制定すると、附則に明記されている<sup>50</sup>。新法と旧法の違いは、表1に示した。この表か



ら分かることは、以下の通りと考えられる。

表-1 指定生産資材割当規則新旧対照表

旧法		新法	
条文 No	要約	条文 No	要約
1	定義（指定生産資材、需要者、販売業者、主務官庁）	1	定義（需要者に国、地方公共団体包含明記）★
2	安本と主務官庁の統制業務の役割	2	需要者、微量需要者に対する割当★
3	指定生産資材割当希望者申請方法	3	需要者の申請書の提出
4	主務官庁割当の結果需要者に需要者割当証明書交付	4	需要者割当証明書の交付及び交付期限★
5	販売業者割当販売業者割当証明書交付	5	販売業社割当
6	主務官庁割当結果公表義務、需要者不服申し立て権	6	割当証明書の分割、併合、または書換★
7	需要者割当証明書入手不可欠指定生産資材購入	7	割当の結果の公表及び不服の申立て
8	販売業者割当証明書入手不可欠指定生産資材購入	8	指定生産資材の譲渡し
9	生産業者義務切符譲渡不可	9	指定生産資材の譲受
10	販売拒否不可	10	自家使用の禁止
11	物価の統制に関する法律適用	11	割当証明書の還流
12	切符の譲渡不可	12	販売強制
13	切符内容に従い指定生産資材処理すべし	13	割当証明書の有効期限★
14	需要者生産資材譲渡不可	14	他の法令の規定の適用
15	生産業者集計切符。切符発行官庁に返却義務	15	割当証明書の譲渡し又は譲受の禁止
16	生産業者帳簿記載義務	16	割当条件★
17	販売業者帳簿記載義務	17	譲渡し、譲受の禁止、制限及び譲渡し、出荷の命令
18	販売業者主務官庁への報告義務	18	生産業者の帳簿、書類整備の義務
(備考) ★印は新法で新たに加えられたと思われる条文		19	販売業者の帳簿、書類整備の義務
		20	需要者の関係書類整備義務★
		21	帳簿開放義務
		22	生産業者又は販売業者に対する報告の命令★
原資料		23	需要者に対する報告の命令★
『官報』昭和二十二年一月二十四日金曜日第6007号		24	割当停止または削減
『官報』昭和二十三年六月十五日火曜日号外第一号		25	登録販売業者★
		26	協同組合に対する割当★

第一点、割当に際して割当基準を設けること（第16条）。第二点、微量需要者に対する割当方法を考慮（第2条）。第三点は、小口需要者の組合を媒介にした共同申請共同割当制度（第26条）。第四は、販売業者登録制の採用である（第25条）。ほかに流通過程の規制の強化（第20、22、23、25条）。さらに、割当証明書の分割、併合、書き換え（第6条）。割当証明書の有効期限をあらかじめ附表として明示（第13条）があげられる。

旧法から新法の改善点を鳥瞰すれば、以上のようになるが、もう少し詳しく見てみよう。第一点目は、浮遊切符の発生問題である。前述した1948年4月1日安定本部訓令第18号及び4月13日総理庁・法務庁・外務省・大蔵省・文部省・厚生省・農林省・商工省・運輸省・通信省・労働省共同省令第三号に述べられた浮遊切符の発生問題である<sup>51</sup>。この時は、一括して特定の発行期の切符の有効期限の指定という措置で政府は対応したが、この時点で、浮遊切符発生防止対策はたてられたとは思われない。新法では、「物資の所管官庁」という官庁を新たに規定し（第一条）、浮遊切符が発生する大きな原因と言われる「主務官庁が、物資の所管官庁（商工省、農林省）の立てた生産計画を無視し、切符を過剰発券すること」<sup>52</sup>を防止するため、主務官庁が割当物資の割当結果を物資の所管官庁への報告することと、切符の発行期限を定めることで対応しようとしている（第四条）。

第二点目の問題は、新法第二十五条に述べられた販売業者登録制である。販売業者登録制は、前に触れた司波及び山崎志郎両氏の業績で特に重視されている。両者は、新法制定施行即販売業者登録制が、附表第一に規定された全指定生産資材の販売業者に適用されたと考えているようだが、それは誤りで実際はこの条項は、制定施行時点では、まだ発動されていなかったのである。正確を期すために新法第二十五条を引用し、それを基に議論を進める。

（登録販売業者）

第二十五条 指定生産資材の流通を確保するため、商工大臣又は農林大臣が、経済安定本部総裁の承認を受けて附表第六で定める指定生産資材は、商工大臣

又は農林大臣に申請して、その登録を受けた者（以下登録販売業者という。）  
以外の者は、何人も当該指定生産資材の販売を営んではならない。

2 商工大臣又は農林大臣は、第一項の申請があったときはこれを登録する。但し、申請を行った者が臨時物資需給調整法又は同法に基く命令その他経済の統制に関する法令の規定に違反した行為があったために登録販売業者として適当でないと認めた場合は、この限りではない。

3 商工大臣又は農林大臣は、登録販売業者が、臨時物資需給調整法又は同法に基く命令その他経済の統制に関する法令の規定に違反事実があると認めるときは、十日以内の期間を附して弁明がない場合には、その登録を取消することができる。

4 第二項及び第三項の場合において、登録を受けなかった者又は登録を取り消された者は、経済安定本部総済裁に不服の申出をすることができる。

5 前項の不服の申出に関しては、第七条第二項及び同条及び同条第三項を準用する。

6 附表第六に掲げる指定生産資材に関するこの命令の適用に関しては、販売業者を登録販売業者と読み替えるものとする。<sup>53</sup>（下線、筆者）

第一項のアンダーラインの部分と第六項を読めば、附表第六が制定され、特定の指定生産資材が指定されない限り、登録販売業者制度は始動しないと書かれていることがわかる。司波は、指定生産資材割当規則の販売業者登録制度を論ずるときこの附表第六の条文の存在を飛ばしてあたかも制定施行即25条の法的効力があるかのように論じているが<sup>54</sup>、ミスリード<sup>55</sup>といわねばならない。司波の指摘を根拠に、登録販売制を強調される山崎志郎も同様である。

では、はたして「指定生産資材割当規則」附表第六は制定されたのであろうか。管見の限り、指定生産資材割当規則附表第六が制定されたのは、1949年7月28日である。それ以降の変遷は第2表の通り。

表-2 附表第六の変遷

年月日	事項
49.7.28	附表第六制定 一 石炭（暖房用、炊事用及び浴場用の石炭、通商産業大臣が告示で指定する石炭、微粉炭（沈でん微粉炭を含む。）、国内産の無煙炭並びにせん石を除く。）二 コークス（暖房用、炊事用及び浴場用のコークス、半成コークス並びに含有灰分三〇パーセント以上のコークスを除く。）
49.8.16	石炭指定内容の詳細化発熱量四千カロリー以下の石炭（ただし、常磐石炭および本土炭については発熱量三千七百カロリー以下、宇部炭については発熱量三千五百カロリー以下のものとする。）
49.8.25	石炭及びコークス販売業者登録規程改正→石炭及びコークス販売業者登録規程が石炭コークス販売業者の登録手続きを規定することに変更
49.8.25	附表第六石炭の内容を具体化イ 原料炭 1夕張特粉 2夕張粉 3大夕張洗粉 4平和特粉 5崎戸粉 6高島粉 7矢岳粉 8鹿島洗粉 ロ発生炉炭（高島線中塊） ハ輸入原料炭 ニ輸入無煙炭
49.9.16	附表第六 の二コークスを削除する
50.7.01	指定生産資材割当規則附表第六制定の件を廃止する件

資料『官報』昭和24年7月28日（号外96号）、同8月16日第6777号、同8月25日第6787号、同9月16日第6804号、昭和25年7月1日7040号

附表第六は49年7月28日に制定施行された。その内容は表からもわかるように、制定当初は、石炭、及びコークスの二つの指定生産資材の販売業者に登録義務が生ずるというものだった。その後石炭についての内容の詳細化が行われると同時に、石炭コークス販売業者登録規程が49年7月に通商産業省告示第三十七号「石炭及びコークス販売業者登録規程」として公布され、登録の内容がさらに詳しく規定された<sup>56</sup>。49年9月には、附表第六から二、コークスが削除され、石炭販売業者のみに、登録義務が課せられた。

そして50年7月1日に附表第六は廃止される。49年7月28日から、50年7月1日の一年弱の間、25条に規定された販売業者登録制が実施されたことになる。なぜ石炭コークス(49年9月16日以降は石炭)が、登録販売の対象になったのか、という点と又一年弱の間しかそれが機能しなかったことが問題として残されるが、理由として思い当たるのは、配炭公団の廃止（49年9月25日「配炭公団解散令」制定施行<sup>57</sup>）と、ドッジによるインフレーションの終息である

うか。

今一つの販売業者登録制の解釈をめぐる問題は、登録により当局による販売業者の選別が行われたか否かという点である。司波は、二十五条により「業者の数を制限する」<sup>58</sup> ことにより、流通秩序を強化する意味を第二項に求めている。いいかえれば、官庁の、販売業者登録による業者の差別選別の意味を重視している。ただ、第二項をすなおに読む限り登録過程での官庁による選別という行為は出てこないように思われる。もちろん統制法違反の前科がある販売業者は登録が拒否されるとあるが、それは当然であってそれが制限であると司波は言いたいのだろうか。むしろ、新規参入で経験値も低く、資力、設備を欠く小規模販売業者の登録を阻止する手段として位置づけているように思われる。しかし、当時発行された新指定資材割当規則の解説本、商工省の発行の雑誌記事、経済定本部の資料によれば第二十五条販売業者登録制は「無制限登録」<sup>59</sup> であり、申請すれば統制法違反経験者以外は登録されるというのが商工省、経済安定本部の解釈である。この点でも司波は、新指定生産資材割当規則第二十五条に誤った解釈を加えていると思われる。ただ前述した「石油製品配給規則」、「指定繊維資材割当規則」の「販売業者登録制」は資格審査が規定されて、明確に異なることは前に見たとおりである。

では、以上のような特質をもった、新指定生産資材割当規則がどのように作られたのか次に検討しよう。そのためには遠回りだが、片山・芦田内閣期<sup>60</sup>の統制政策の流れに焦点をあててみよう。

#### 四、流通秩序確立対策要綱と指定生産資材割当規則

##### ① 片山内閣「流通秩序確立対策要綱」閣議決定とその後

片山内閣期の統制政策の流れを見るときは、閣議決定されたその統制制度を実現する法令の制定が行われ、法令が公布され施行されるという一連の手続きの過程を見るということである。つまり、片山・芦田内閣期において閣議決定された「経済緊急対策」(47.6.11)、「流通秩序確立対策要綱」(47.7.29)、「繊維

緊急対策」(47.8.29)、「指定生産資材の割当方式の改善に関する件」(48.4.16)などが閣議決定に至る道筋と、それらを具体化する目的を持った法令制定の過程を見ることで、片山・芦田内閣期の統制政策構想のどの部分が実現し、何が実現できなかったかが浮かび上がると考えられる。そういう作業を通じて、新指定生産資材割当規則生成の過程も明らかになるとと思われる。

片山内閣発足直後の1947年6月11日「経済緊急対策」が、発表される。インフレーションと低生産及闇取引の跳梁状況に対する八つの政策が立てられ、それぞれを実現してゆく方法について八つの方法が明らかにされている文書である。片山内閣の経済統制政策の根本方針の発表とも考えられ、その後の「流通秩序確立対策要綱」も、「繊維対策要綱」も八項目の一つを取り上げてそれを内容豊富化し拡大したものだと思われる。「経済緊急対策」の八項目のなかから、後の行論に関係ある関連部分だけを抜き出すと第二点の、「物資の流通秩序の確立」、この第二点が拡大され内容豊富化されて「流通秩序確立対策要綱」となる。第七点が、「輸入の確保のため輸出振興を行う」というもので、これを起点に後に分析する「繊維緊急対策」が生まれたと思われる。

「経済緊急対策」発表の約一か月後(1947. 7.04)わが国最初の『経済白書』である『経済実相報告書』が編集発表される。その意義を金森久雄は、「国民に対し経済危機の実相を明らかにし、緊急対策が必要な理由を説明して、復興への協力をもとめたもの」<sup>61</sup>と位置付けている。『白書』発表によって、「経済緊急対策」の重要性が補強され、国民への説得力も強化された後、1947年7月29日「流通秩序確立対策要綱」が閣議決定<sup>62</sup>され、発表された。

「流通秩序確立対策要綱」(以下対策要綱と略記)が、なぜ作成されたのかについては、生産及び輸出を伸ばし、実質賃金の増強をもたらすものは、「効果的な配給統制と闇市場の撲滅」<sup>63</sup>で、それに成功するか否かが「経済緊急対策の成否を決定する」<sup>64</sup>。「流通秩序確立対策要綱は今までの方策を改めて」<sup>65</sup>、まず最初に三ヶ月以内に効果が表れる物資についての政策と効果が表れるまで三ヶ月以上に時間が必要な物資についての政策が説明される。

次にそれを実現する具体的背景として「実施要領」が述べられる。「実施要領」について以下行論に必要な部分に限って説明する。一、公団制度の改善と強化(1)金融改善策として、(イ) 従来復興金融金庫からのみの金融が認められていたが、民間金融機関からの融資を解禁する。(ロ) 公団の固定資産所有は認められていないが、それは、公団の運営にとって不便なので、各公団主務官庁が所有し、貸し出すという方法を試みるべき。(ハ) 需要者多数の資材は、販売業者に代行販売をさせる。(ホ) 小口需要者に対して協同組合を媒介にした割当申請、割当制度を新設。(ヘ) 公団取扱資材の生産に困難な資材は、公団が調達し生産業者に供給する。

次に(2)公団民主的運営のための諮問委員会設置(3)公団による販売業者監督、不正販売業者からの資材強制買い上げが述べられる。

次に新公団増設が具体的に述べられる。現在残されている閣議決定書類には、(イ) 食品 (ロ) 油脂 (ハ) 酒類の三つの新公団新設を政府は意図していたようにかかっているが、これが真実か否かはっきりしない。なぜなら表—3を見れば、9月3日のGHQからの公団新設に就ての不可の回答にいたるまで、繊維公団の可否について都留とGHQの間で議論されていること。9月3日のマーケットから和田宛の非公式覚書には、「鉄鋼、化学薬品、ゴム、皮革、日用品、石炭採掘」<sup>66</sup>の6公団設立には同意できぬと書かれているからである。つまり、閣議決定書類には前記の食品、油脂に加えて鉄鋼、化学薬品、ゴム、皮革、日用品、石炭採掘の9公団が書かれていたと考えるのが資料を見た限りのすなおな結論である<sup>67</sup>。

「流通秩序確立対策要綱」三、割当切符制の改善では、(1)割当切符制度は各品目の実情にあった運用をすることが指摘され、例として屑の収集割当販売制度は切符制では不可能な事例が書かれている。次に(2)指定生産資材について生産業者販売業者の登録制を実施することが必要だと主張される。登録制の簡単な説明は(イ) 経済安定本部が基準を作成しそれを充たすものは登録可能(ロ) 無登録者は生産活動、販売活動は出来ない(ハ) 統制法違反者・生産効率不良者・

表-3 片山内閣流通秩序確立対策要綱関連年表

	指定生産資材 割当規則関係	片山・芦田内 閣経済政策	GHQ, 都留日記	国会	資料
47	5.20			1 国会開	
	5.24	片山内閣成立			
	6.03		14 ポイントの内容 (p.213-4)		
	6.06		総合対策ほぼ練り上げる (p.214)		
	6.07		Fine & Loss (ESS 規格統 計課) のコメント受ける (p.214-5)		
	6.10		経済緊急対策 Marquat の承認を得る。全面的に support とのこと。飲食店 についての非公式メモ手交 される。P.215		
	6.11	『経済緊急対 策』発表	貿易再開に関して Mac の 言葉 p.216		『経済緊急対策』
	6.24 ①		Hole 繊維のクーポン制は ESB が価格と調整をして実 行 p.218		
	6.24 ②		Marquat, Fine (経済科学局 局長顧問 64), Cohen 労働課 長 66, Reed50 から財政課長 68, Egekvist 物価統制課長旧 64, Alber 物価統制課長新 64 三つの覚書 (鉄道運賃値上 げ、リンク制拡大、価格安 定計画に関する memo)、手 交さる。 価格安定政策の メモには、1. 閣退治の具体 案出せ。2. 宣伝情報発信吸 収政策重視。3. リンク制拡 大重要。4. 緊急対策の具体 案はどんどん出せ。p.219		
	6.26 ①	経済安定本部訓 令第七号指定生 産資材割当手続 規程別表改正→ 繊維をさらに詳 細に区分	「ある種の団体と公社は統 制行為の継続を許可される が、それはあくまで臨時措 置である。」という桐喝(『商 工政策史繊維下』 265p)		
	6.26 ②		Cohen 審議会労働者代表提 案は流通秩序対策の成功と ニラ見合わせるべし p.220		
	6.29		白書を出してから公定価格 改定を発表すべし p.222		
	7.01		Killer rationalization は緊 密連携で実行すべし。白書 最後の仕上。Alber(ESS 物 価統制配給課(price controll & Ration division) 流通秩序 確立に関する PC&R の試案 を 7.08 に出すからそれまで に ESB でも審議して置い てくれと p.223		



7.02			GHQ での白書審議終了 p.223		
7.04		『第一回経済 実相報告書』 発表			『第一回経済実 相報告書』
7.08			Fine 流通秩序に関するメ モは 11 日くらい p.223		
7.09			Marqat 流通秩序に関する informal statement もら う。16 日までに日本側の案 を提出すること p.224 →ほ とんど確立要綱の一部と同 じ内容		
7.14			流通統制プログラムの進捗 状況報告 p.226		
7.15 ①			Ross 長期計画国際収支バ ランス目標、貿易計画を事 実に基づいて立てるべし p.226-7		
7.15 ②			繊維公団は反対 (Hale) p.227		
7.16			Alber 流通秩序の問題につ き昨日出した素案に付協議 大きな点では大した問題な し。P.227		
7.17			Alber 流通秩序確立案につ いて返事原則諒解受。明日 要綱最終案提出、各論今週 中提出。P.228		
7.22			Wright 繊維公団は ESB か 商工省の発動、商工省は今 はいらんと言ってる。P.230		
7.23 ①			Turnage 長期計画では金を 担保に外資を得られれば何 が輸入したいか明らかにす べし p.230		
7.23 ②			Alber 流通秩序完成午後に なる。Welsh 公団問題につ いては反対多し。P.231		
7.26			Fine 個々の公団問題につ いては各管轄官庁で ESS と対応すべし。P.231		
7.28			徳永 Mauqat memo GHQ 公団反対。もう一度話進め る。「登録制」と矛盾しない。 P.233		
7.29 ①		『流通秩序確 立要綱』閣議 決定発表			『流通秩序確立 要綱』閣議決定
7.29 ②			Alber 流通秩序は今日中に 発表。Fine 公団問題は 一般原則としては認める。必 要性の論証が重要。P.234		

7.29 ③			幹部会 石油製品配給方針改正 → 販売業者登録制へ。 和田 ESB 公団問題では頑張ると。P.234		
8.01			Wright 公団の件は、Redy (工業課課長) 生産公団になることを恐れ、鉄鋼についてはその点で反対していること。一般にこれ以上公団を広げることは反対多い (p.236)		
8.05			Fine 公団問題について一般的に啓蒙を行う。Registration を提案。企業合理化と一緒にして11月1日頃行ってはどうか。自分も同意なりと。和田 registration の問題は12月から1月を目途として行うこと (p.239)		
8.11			Marqat. 公団の件はことに繊維公団は8.15までに決めたい 4. 流通秩序確立各論の審議早急最終要請了承 (p.242)		
8.12			Fine Registration のことはその後どうなったか (p.244) Capron 生産者の登録制はワシントンからの Directive によってできないことになっているのでしかなかった		
8.13			Fine 和田、水谷 1. 公団問題について重ねて説く 2. 紙の割当を8月以降月別に変更を報告 (p.245)		
8.15			Fine, Marquet, Cohen, Aber 繊維公団への反対理由 1. Cost が 20-50B かかる 2. multi-level の control になることが特に心配 3. 公団により 12% にもぼる Wastage の闇を防げるか 4. 戦時期のヒエラルヒーの存続の防御になるか 5. 戦争賛美人間を力づける 6. 一人の有力者が公団を支配することになる 7. 公団が間屋的役割をしたり金融業務をしたりしないか 8. 繊維公団の雇用者は全部どうなるか 9. 公団人事は統制会人事を受け継ぐことになるのでは 10. 公団に対し参議院が反対。議会で議論してみる (p.246)		

8.19 ①			Cohen,Aber		
8.19 ②			JanowScap 内では保守派と進歩派が公団問題に対して両方とも反対。保守派：公団が社会主義化のきっかけに。進歩派：公団が統制会の再来になることを恐れ、呉越同舟状態 (p.248)		
8.23			Fine 繊維公団の件未だ決着せず暫定措置で進むのも致し方なし。他の公団資料未提出 (p.251)		
8.26			Fine 公団問題は今週中決着をつけたい (p.253)		
8.29		『繊維緊急対策要綱』閣議決定	Wright.1. 公団人件費の問題は不満足 2. 来週流通秩序確立の要綱実施状況反省のサマリー出す (p.255)		『繊維緊急対策要綱』閣議決定
8.30			Fine1. 公団 6 公団のうちどれも許可することはできない 1 現在の割当体制を最大限に利用すること以下九つの理由。マーカットの非公式覚書の内容と同様 (p.256)		
9.02			Fine. 公団の件は ESB に初めて反対することになるので ESS としては極めて慎重にきめたつもり。ひっくり返る余地ないと思う (p.258)		衣料品の新配給制度実施について 商工省繊維局
9.03			公団新設に関するマーカット和田会談→公団増設 ng		流通秩序確立対策要綱の具体化について マーカット発和田宛公団新設問題に関する非公式覚書→鉄鋼、化学薬品、ゴム、日用品、石炭採掘賛意を表しがたい
9.05 ~					指定繊維資材の新しい割当及び配給制度の実施について
9.10 ①	指定繊維資材割当規則制定施行				
9.10 ②	商工農林省令第五号指定生産資材割当規則附表第二に繊維追加				

9.23			Fine,Ross,Weksh,Wright, Alber 公団問題につき論ず。結論は否定的。現存制度を強化する殊に全力を尽くせ。一番の要点は、公団が統制組織的なものを用意する危険ありという点。これを防ぐために統制が少しくらい、効果がなくなっても仕方がないと。(p.268)		
9.29					指定繊維資材の割当及び発券に関する件 ESB 繊維局
10.16	指定繊維資材割当実施要領発表				
10.30	指定生産資材の微量需要者に関する取扱要領				
10.31	石油製品配給規則				
11.18			Capron,Jackson,Rose 酒公団再考、税リンクから必要だから自由販売酒 (p.298)		
12.03					指定繊維資材割当発券要領 ESB 繊維課
12.09				1 国会閉	
12.1				2 国会開	
48	3.1	片山内閣総辞職、芦田内閣成立			
	4.3	紙小売業者登録規則			
	4.16	『指定生産資材の割当割当方法改善に関する件』閣議決定			
	4.2	安本訓令第 21 号『指定生産資材割当手続規定』一部改正			
	5.21	商工省「『指定生産資材割当基準先得定実施要領』作成安本承認			
	6.12	新指定生産資材割当規則制定施行			

販売効率不良者登録取消の三点にまとめられている。この部分を更に具体化した文書が、山崎志郎が重視<sup>68</sup>する「指定生産資材の登録制実施要領」（二二、七、一七 生産局）<sup>69</sup>であると思われる。「指定生産資材の登録制実施要領」は「流通秩序確立対策要綱」のこの部分の具体的な手続について構想された文書と考えられる。つまり、流通秩序確立対策要綱の生産業者・流通業者登録制とセットになった文書と考えるべきだろう。

さらに、(3)多数の小口需要者には、組合を媒介にした指定生産資材の共同割当共同申請を認めるというもの。それまでの小口需要者の手続の煩瑣なことを解消するねらいだった。(4)割当方法改善策として（イ）科学的能率的算定基準を設けてそれを基準の割当数量を決定する。（ロ）次期割当決定は割当証明書の変流状況を基準に決定する。生産業者割当は、割り当てられた生産資材と、それによって生産された生産実績を照合して決める。照合に役立つ生産実績情報を確実に得られる体制を構築する。（ハ）（ロ）の手段として企業の情報収集のため産業団体の協力を得る。四、リンク制度の計画化重要産業の労働者に優先的に生活物資配給、作業用資材（例えば、トラック輸送担当事業者に必要、タイヤ、ガソリン）の優先的配給。五、不急及不用品の製造販売制限強化、第三閘取引の撲滅、三、輸送の統制と取締りの強化、主要生産資材や、消費財について、鉄道、汽船、機帆船、長距離のトラック輸送について輸送証明制度を構築し、統制を実施する。四、公定価格表示の励行、(1)販売店舗では公定価格を表示しなければならない。ことと、生産の時点で価格票を資材、物資に貼布することを励行させる。第三、閘建築の排除、などの項目について述べられる。このような内容を持つ「流通秩序確立対策要綱」は、47年7月29日片山内閣の閣議決定となり、その許可を得るためにGHQに提出された。提出されたのは閣議決定の日と同じように思われる。<sup>70</sup>

その後これらの各項目はどのように処理されたのだろうか。まず第一番目の公団の増設は食品、油糧、の二公団さらに酒類を加えて三公団のみが認められた。流通業者の登録制・生産業者の登録制は「公正な競争に対する国家権

力の干渉」<sup>71</sup>であるとして認められず、生産業者の登録制の実現は断念され、販売業者の登録制は、前述のように新指定生産資材割当規則における「無限登録制」で実現された。小口需要者の組合を媒介にした集団申請集団割当制も当初は「私的統制の弊を生む」<sup>72</sup>として認められなかったが、組合規定に独占禁止法を盛り込むことで、「新指定生産資材割当規則」で実現された。さらに企業情報取得のための企業団体の利用も「せっかく切り離れた統制能力を再び業界に与える」<sup>73</sup>として拒否された<sup>74</sup>。実施は、実現しなかったようである。

この中で注意すべき点は指定生産資材の生産業者登録制についてである。この問題は、閣議決定以前の47年8月12日に都留がCapronからの情報として「生産業者の登録制はワシントンからの Directive によってできないことになっている。」<sup>75</sup>（表—3）と告げられたことから、生産業者登録制不可がGHQの決定事項であったと思われる。日本側の資料でも、「流通秩序の再確立について（未定稿）（22.12.1）」で「第八、前回の流通秩序確立対策要綱で実施を予定していた事項で実施を中止する事項」という箇所で「(2)生産業者の登録制」と記されている<sup>76</sup>。つまり、生産業者登録制は、GHQでは不可と決定され、経済安定本部の方針として、47年12月以降経済統制の施策として執らないとしたと言っているのである。以上が、「流通秩序確立対策要綱」の実現を短期的に検証した場合の結果である。

以上は、山崎志郎の議論と、全く矛盾している。前述したように山崎は司波実の新「指定生産資材割当規則」第二十五条の誤った解釈を立論の前提にしていること。さらに「流通秩序確立対策要綱」に対するGHQの対応を公団以外について見落としたことによって、氏の主張点もたらされたと思われる。この点が決定的な問題点と言わざるを得ないが、さらにもう少し山崎の主張を検討してみよう。山崎「物資需給計画と経済統制法式の変遷 10. 配給統制制度の補強 1. 流通秩序確立対策と統制の強化」及び「3 販売業者登録制の実施」での主張点、「9月以降従来の需要者への切符割当のみを軸に需給調整をし、平等割当、生産業者・販売業者の自由参入を前提とした統制法式は、重点主義

資材割当と業者登録制に転換し、『経済民主化』とは異なる方向が明確になった。」<sup>77</sup>とされる。ここで、以上の主張点 47 年 9 月以降に統制方式が転換したという実証的根拠が明示されていない。1947 年 9 月は「流通秩序確立対策要綱」への GHQ の評価が、日本側に伝えられた時期と思われる<sup>78</sup>。その評価は、前述の通り、公団は殆ど否定。生産業者流通業者登録制拒否、小口需要者の共同申請共同割当拒否、山崎の「重点主義」を実現するための業界団体からの企業情報収集協力制度の拒否という回答がなされた頃である。従って、山崎の主張は私としては根拠がなく受け入れられるものではない。

もう一点、山崎は販売業者登録制の実施という節で「(47 年) 7 月には指定生産資材の生産業者、販売業者の登録制、9 月には指定配給物資の販売業者に登録制が取られることになった。」<sup>79</sup>と書かれている。その根拠として挙げられる資料が前陳した「指定生産資材登録実施要領」(1947 年 7 月 17 日)である。この文書に書かれたことに法的効力があるのであるならば、山崎の主張は、真実となる。その検証は「生産業者と販売業者の登録制」についての法令を『官報』で確認すればよい。しかし、管見の限りそのような指定生産資材割当規則の改正は 47 年 7 月には見いだせなかった。そもそも、7 月 17 日時点では、片山内閣の「流通秩序確立対策要綱」についての閣議決定がなされる前である。ここで「流通秩序確立対策要綱」の重要な構成要素である、生産業者と販売業者の登録制が単独で法制化されるだろうか。そもそも、GHQ との交渉過程で生産業者登録制は否定されている。この点を山崎は同論文註 154 で紹介している。なぜそれを否定するような叙述が可能なのだろうか。このような点から山崎志郎の主張は首肯しかねると言わざるを得ない。「物資需給計画と経済統制法式の変遷」は、今まで明らかになっていなかった史実を発掘し、多くの史実を明らかにし、さらに資料の内容についても多くを教えられた。本稿は山崎志郎が紹介した資料以外のものは、ほとんど使っていない。又ここで、問題点を指摘しているのは山崎論文の、ほんの一部に過ぎないことも断っておかねばならない。ただ上述のように、山崎の「流通秩序確立対策要綱」分析部分と販売

業者登録制の叙述は、問題が残ると言わざるを得ない。

ところで、「流通秩序確立対策要綱」に再度目を転ずると、もう一つ「流通秩序確立対策要綱」の主張点に沿った法令の制定を確認することができる。それは、「実施要領 第二、闇取引の撲滅 三輸送の統制と取締りの強化」で「輸送証明制度による統制の実施」を提言している点である。この点を法制化したものが、47年9月3日経済安定本部訓令第十四号「重要物資の輸送証明制要領」であり、この訓令に沿って総理庁令、外務省令、内務省令、大蔵省令、司法省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、逓信省令、労働省令第一号「重要物資輸送証明規則」が47年9月22日に制定施行された。特定の行政組織（公団、主務官庁、都道府県知事、商工省、農林省）発行の輸送証明書がない限り、「鉄道、軌道、貨物自動車、汽船及びはしけ」による、指定された生産資材、配給物資の輸送は不可という内容である。その後第二次吉田内閣下、廃止されたが、1949.5.27「指定物資輸送証明規則」として生まれ変わり、1951年まで運用された。<sup>80</sup>

「流通秩序確立対策要綱」の主要部分は、前述のようにGHQによって不許可とされたが、片山内閣が倒れ、芦田内閣の下、新指定生産資材割当規則の中に盛り込まれていった。その一つが、これまで問題にしてきた第二十五条（販売業者登録制）であり、いま一つが第二十六条（共同組合の共同申請共同割当）である。第二十五条は、販売業者の「無制限登録制」を取り入れることで、「国家の恣意的なコントロール」という批判をかわし取り入れられた。第二十六条は「私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律」第二十四条の組合規定を取り入れて、GHQの許可を得て新法に組み込まれた。

#### ②繊維緊急対策要綱と指定繊維資材割当規則

「繊維品は、輸出物資の太宗であるとともに食糧に次ぐ国民生活の必要物資なので－＜中略＞－日本経済再建のための最も重要な責任をになうもの」である。従ってその生産と配給の側面で「重点主義の徹底と、計画性を強化」しなければならない。と繊維産業を位置づけ、その具体化が述べられた文書が「織



維緊急対策要綱」である。繊維緊急対策要綱が閣議決定されたのは、片山内閣期、1947年8月29日である<sup>81</sup>。GHQから、「流通秩序確立対策要綱」の、中心的な政策提言、食料公団関係以外の6つの公団の設立、共同申請共同割当、生産業者と販売業者の登録制、民間団体の産業情報収集の協力のための具体策等が不許可とされる(1947.9.03)の直前であった。繊維公団へのGHQの反対は既に、47年8月15日 Fine,Marquet,Cohen,Aber と都留との会見時意思表示されていた(表—3)<sup>82</sup>。片山内閣は、この時点で繊維公団設立の方針は放棄し、指定生産資材割当規則に改変を加えて、繊維統制を強化しようと思決定したものと考えられる。その具体化が「繊維緊急対策要綱」と位置付けられる。

「繊維緊急対策要綱」の一については、安部武司氏が簡潔明瞭に紹介されているが<sup>83</sup>、後半部分の二、緊急国内消費の充実、三、生産及び計画化の強化、四、割当配給方式の刷新、では、産業団体による割当、一手買取一手販売を根幹とするその当時の繊維統制方式を廃止し、「指定生産資材割当規則」及び「指定配給物資配給手続規程」にもとづく繊維品の特性に応じた新たな割当配給方式を確立するとし、後に制定される「指定繊維資材割当規則」「衣料品配給規則」の骨子が、箇条書きで記されている。当時、繊維産業の統制は、繊維産業の複雑性の故、戦時期以来の統制法と統制機関によって割当配給されていた<sup>84</sup>。その終了を狙った政策提言が「繊維緊急対策要綱」の大きな目的の一つとも考えられる。さらに繊維は、「運搬に便利なこと、長期保存に耐える」<sup>85</sup>という特性によって「闇取引にとって最も魅力ある商品」<sup>86</sup>だったので、その統制は、要綱冒頭の繊維品の位置づけとも相まって嚴重におこなわれなければならなかったのである。

その具体化が、「指定繊維資材割当規則」であり、「衣料品配給規則」である。衣料品配給規則については、簡単にしか触れられないが、両者とも、販売業者の資格審査による登録制が規定してあることが特徴的である(「指定繊維資材配給規則」第二条、「衣料品配給規則」第三条)。これは、前に述べた繊維製品が、闇取引に適する特質を持っているために、取り入れられたと考えられる。さら

に、販売業者は自らの営業内容を商工大臣に報告する義務も規定されている。ちなみに、「指定繊維資材配給規則」の販売業者登録制が「無制限登録」に移行するのは1949年8月18日「指定繊維資材販売業者登録追加要綱に関する件」によって、実現したことも付け加えておきたい。<sup>87</sup>

さらに、指定生産資材割当規則と補完関係にあることが、述べられる。つまり、繊維資材の主務官庁への割当申請、主務官庁による割当発券、切符を媒介にした指定生産資材の購入・加工などは、他の指定生産資材と同様の手续をとるということである。

また、前述のように繊維産業の生産の複雑性—例えば織物の染色捺染精練作業は、独立の企業が行うのが一般的である—を反映して生産業者と需要者の取引が認められていることである。もちろん、このような取引が発生した場合、生産業者は商工大臣への報告義務が生ずる。また、商工大臣から指定された生産業者は、所有生産資材の在庫内容を商工大臣に報告する義務も附則で定められている。

最後に登録不採用の不服申立規定が述べられているという内容である。審査による販売業者登録制が、繊維製品の闇取引に有利という特質からだと考えられるが、それが取り入れられた点が特色だと思われる。さらに販売業者・生産業者の報告義務制などは、約一年後に制定される新「指定生産資材割当規則」に連続する。

③芦田内閣閣議決定「指定生産資材の割当方式の改善に関する件」と「指定生産資材割当基準策定実施要領」

「流通秩序確立対策要綱」の「実施要領」「三、割当切符制度の改善」の「(イ)割当方法の改善方法」における「科学的能率的な基準を作成し、割当量決定の基礎資料とする。手持資材の活用重視。」「(ロ)次期割当決定には割当証明書<sup>88</sup>の還流状況重視。割当資材とそれによって作られた生産された製品の実績考慮。」で示された改善策が片山内閣総辞職後48年4月16日芦田内閣での閣議決定「指定生産資材の割当方式の改善に関する件」で法制化の第一歩を踏み出

した。この閣議決定により前述の48年4月20日経済安定本部訓令第21号が出され、「指定生産資材割当手続規定」の一部改正が行われて、割当基準作成の法制化の第一歩が進められた。同訓令では、新たに第四条の二が付け加えられた。「第四条の二 主務官庁は、その所管する各需要部門における需要者別割当の基準を定めて経済安定本部に提出の上、その承認を受けなければならない。」ことが各官庁に命令され、基準の雛形が、述べられている。「流通秩序確立対策要綱」の内容と異なる点は、「需要者に対する割当は公正、公平且つ無差別な基礎」の上に行われることが述べられている点であろう。商工省はこの訓令に沿って「指定生産資材割当基準先得定実施要領」を策定し、48年5月21日に経済安定本部の承認を得ている。<sup>88</sup>

## まとめと展望

以上、旧「指定生産資材割当規則」の制定の過程から、新「指定生産資材割当規則」の制定に至る過程を検討した。旧規則と新規則の違いに注目すると、①販売業者登録制②販売業者・生産業者の取引内容の報告義務③産業の主務官庁と物資の主務官庁による、緊密な情報共有によって発券と生産とのミスマッチ防止がはかられたことが分かった。ただそのような改良は、片岡内閣の後期、採用された経済政策プラン「流通秩序確立対策要綱」・「繊維緊急対策」の影響が多く見いだされることを、ここでは強調しておきたい。GHQに拒否された生産業者・流通業者登録制が、姿を変えて生産業者、流通業者の業務報告義務の明記、附表第六に規定された産業の流通業者の登録制、「独占禁止法」を取り入れた指定生産資材の中小需要者の集団申請集団割当制などが、新「指定生産資材割当規則」に取り入れられたと思われる。「流通秩序確立対策要綱」で提起された割当の科学的基準による決定も、芦田内閣下具体化されていったことも確認しなければならない。また、さらに「繊維緊急対策要綱」の具体化として制定された「指定繊維資材割当規則」も新「指定生産資材割当規則」の特質形成に大きな影響を与えたと考えられる。同時に、「指定生産資材割当規則」

とは直接関係ないが、「流通秩序確立対策要綱」の「輸送証明制度による統制の実施」という項目から「重要物資輸送証明規則」が生まれ第二次吉田内閣下1949.5.27「指定物資輸送証明規則」として生まれ変わり、1951年まで運用されたことも注目しなければならないだろう。

本稿の分析は新「指定生産資材割当規則」の制定で終わってしまったが、「経済安定九原則」が具体化される中で「指定生産資材割当規則」が、どのような影響を受け、そしてどのような機能を担ったかの解明は今後の課題である。

---

1 「臨時物資需給調整法」についての業績は、原朗「経済統制の推移」（『通商産業政策史第三卷』1992年、通商産業調査会）、山崎廣明「日本経済の再建と商工・通商産業政策の基調」（『通商産業政策史第二卷』1991年、通商産業調査会）、山崎志郎「戦後物資需給計画と統制解除」（『戦時経済総動員体制の研究』日本経済評論社、2011年）、「物資需給計画と経済統制法式の変遷」（首都大学東京 Research Paper Series No11）がある。

「臨時物資需給調整法」制定過程での第90帝国議会での衆貴両院「臨時物資需給調整法案委員会」での議事録を読むと、同法制定の中心を担った商工官僚の意図が、何処にあったかが浮かび上がってくる。同法をめぐって問題となる、物資割当の主体を、商工官僚は、「民主的な」という言葉をつけた特定産業の組合・カルテル組織による割当配給を考えていたようだ。

2 1951年3月31日公布、法律第74号「臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律」で、同法附則第二項において廃止時期が、1952年4月1日とされた。

「臨時物資需給調整法」廃止後「指定生産資材割当規則」は、1952年3月31日制定の「国際的供給不足物資の需給調整に関する臨時措置に関する法律」が新たな根拠法なる。当時不足していたと考えられる、フェロアロイ及びその重要な原料であるニッケル、タングステン、コバルトの割当配給をねらった措置と思われる。

3 1952年8月1日総理府 | 法務省 | 外務省 | 大蔵省 | 文部省 | 厚生省 | 農林省 | 通商産業省 | 運輸省 | 郵政省 | 労働省 | 建設省令第一号「指定生産資材割当規則を廃止する命令」

4 金沢良雄「産業法の史的考察(三)」（『産業法規』1-7(19)1948年11月）p.11

5 山崎廣明「日本経済の再建と通商産業政策の基調」（『通商産業政策史』）

6 山崎志郎「物資需給計画と経済統制法式の変遷」（首都大学東京 Research Paper Series No11）

7 長谷部宏一「指定生産資材割当規則と鉄鋼業」（武田、石井、池本『日本経済の構造と変遷』所収。）

8 以下の前田の主張は、前田靖幸『商工政策史 第十一巻産業統制』（1964年、商工政策史

刊行会) 9頁による。

- 9 原朗「経済統制の推移」132頁(『通商産業政策史第三巻』)。
- 10 原朗、同上p.138(『通商産業政策史第三巻』)
- 11 『官報』昭和21年10月1日第5915号火曜日
- 12 山崎廣明前掲 285頁。
- 13 同上
- 14 宇賀克也『行政法概説Ⅰ行政法総論』(有斐閣、2020) p.318-9
- 15 山崎廣明前掲 287頁。尚、「臨時安定措置」として産業によっては戦時期以来の民間組織による統制割当も認められた。詳しくは山崎志郎前掲論文p.38-9。
- 16 「臨時物資調整法による統制法式」『経済統制昭和20年～昭和22年(1)』所収、国立公文書館所蔵
- 17 「46.10.25物調法統制機構に付ESSライト氏会談要旨」(『経済統制昭和20年～昭和22年(2)』所収、国立公文書館所蔵) ライトは統制法の産業ないし財の括りをなるべく大きくしろと発言している。それにより統制団体の設立が少なく済むという認識のようだった。  
「同種の商品は成るべく一緒にして統制団体の数は少なくしたらよいとの意向であった。」
- 18 「46.10.25物調法統制機構に付ESSライト氏会談要旨」(『経済統制昭和20年～昭和22年(2)』所収、国立公文書館所蔵)
- 19 「臨時物資調整法による統制法式」『経済統制昭和20年～昭和22年(1)』所収、国立公文書館所蔵
- 20 『経済統制昭和20年～昭和22年(2)』所収、国立公文書館所蔵
- 21 「八月六日付覚書一cに対する処置(閣議決定)」(『経済統制昭和20年～昭和22年(2)』所収、国立公文書館所蔵)
- 22 『官報』昭和22年3月29日 第6060号土曜日「法律第二十三号」
- 23 『官報』昭和21年11月20日水曜日第5957号。商工省総務局『物資要請の新方式一指定生産資材割当規則一』(商工省総務局、1947.04) p.14-21
- 24 『官報』昭和21年11月30日土曜日第5965号、『官報』昭和22年1月25日土曜日第6008号
- 25 『官報』昭和21年12月28日土曜日第5988号
- 26 『官報』昭和22年1月24日金曜日第6007号
- 27 『官報』昭和22年2月15日土曜日第6025号
- 28 「繊維対策要綱」昭和22年8月29日閣議決定、国立公文書館所蔵『公文類聚・第七十二編・昭和二十二年五月三日以降・第七十九巻・産業十・商業六・保険～工業』
- 29 『官報』昭和22年6月26日木曜日第6133号、及『官報』昭和21年11月20日水曜日第5957号
- 30 『官報』昭和22年7月18日土曜日、第6147号物価号外
- 31 商工農林省令第五号の内容は、新に附表第一に挿入された品目の内  
一七重要化学製品  
ト、カーボンブラック  
ヨ 3,塩化アンモニウム  
ソ 3,カ性カリ  
4,炭酸カリ  
5,過マンガン酸カリ

6,硝酸カリ

7,重クロム酸カリ

ラ,合成樹脂(フェノール系及び尿素系のもの)

ノ,アルコール(アルコール分九〇度以上のもの。但し、局方アルコールを除く。)

オ,エーテル

二〇 ゴム製品

イ,ベルト

ロ,ホース

ハ,タイヤ,チューブ(新車用のもの。)

ニ,ゴム引布

二二 革ベルト

二三 タンニン

二四 膠及ゼラチン

の16品目について、指定生産資材としての統制の対象になるのは47年9月1日からとする。というものである。

(『官報』昭和22年8月1日金曜日第6164号)

32 なぜ繊維・繊維製品を附表第一に入れるのか。旧来の統制法式では何故不可なのか。については後述の片山内閣1947年8月29日閣議決定「繊維緊急対策要綱」分析部分参照。

33 『官報』昭和22年9月10日第6193号物価号外

34 「指定生産資材の微量需要者に関する取扱要綱」(『官報』昭和22年10月30日木曜日第6239号)によると微量需要者は次のように規定される。

附表	
指定生産資材名	微量需要の範囲
釘	375g
電線(コードのみ)	5m
セメント	25kg
石綿スレート	0.5坪
厚型スレート	0.5坪
木毛セメント板	1坪
板ガラス	15平方インチ
塩酸(28-35%)	0.5kg
晒子(含高度)	1kg
重曹	0.5kg
アンモニア水	0.5kg
カーバイト	1kg
木材	2石
合板	5坪
ゴムホース(内径6分以下のもの)	30インチ
グリセリン	1kg
油性ペイント	5kg

- 35 同上。
- 36 『官報』昭和23年9月25日土曜日 第6510号
- 37 『官報』昭和22年10月31日金曜日第6240号
- 38 『官報』昭和22年10月31日金曜日第6240号「石油製品配給規則」附則第二項「指定生産資材割当規則附表第一の四 石油 ロ 工業用石油製品の欄中1乃至5を削り、「工業用石油製品」を「石油製品」に、6を1に改め7以下を順次繰り上げる。」とあり、「指定生産資材割当規則 附表第一」の当該部分は「四 石油 ロ工業用石油製品1.揮発油2.灯油3.軽油4.重油5.機械油及び半固体機械油6.アスファルト7.石油ビッチ8.パラフィン」である。石油製品配給規則によれば、この中の1から5を削除するということである。つまり指定生産資材割当規則によって、これらの石油製品について割当配給はおこなわれなくなることを意味する。
- 39 この文章には主任以下、石油課長、鉱政課長、鉱山局長、総務課長、総務局長、秘書課長、次官、商工大臣、政務次官の決裁印が押されたこの伺いの後、法律案が添付されている。「石油配給規則の件」国立公文書館『昭和22年・雑・鉱山局、化学局、機械局、産業復興局』所収
- 40 都道府県別に石油配給代表者、消費者代表者、関係官庁管理を以て民主的に構成される。（『官報』昭和22年10月31日金曜日第6240号「石油製品配給規則」第十一条）
- 41 所有する石油製品のタンクとタンクが設置された用地及び倉庫、輸送設備として、はしけの隻数、タンクローリーなどの陸上輸送機械の所有台数、スタンドの数、移動スタンドの数、所有ドラム缶数、18L缶数などの数量と、資産、財産税納入額、取引可能金額が「石油販売業者指定申込書」の要記入事項となっている（同上。「石油製品配給規則」石油販売業者指定申込書）
- 42 『官報』昭和23年4月1日木曜日第6362号
- 43 その内容は厚板、薄板、ブリキ板、高級仕上鋼板、線材、ガス管、ボイラー用鋼管、其の他鋼管、レール及びその付属品、型钢、棒鋼、帯鋼、その他圧延鋼材（ケイ素鋼板を除く）である。（『官報』昭和22年四月一三日火曜日第6371号）
- 44 鉄鋼二次製品6種類の内容は、釘、針金、鉄線、硬鋼線、鋼索、亜鉛鉄板で、重要非鉄金属13種は、銅、古銅、鉛、箇鉛、亜鉛、錫、アンチモン、ニッケル、アルミニウム、アルミニウム屑及び銅合金再生塊、水銀、カドミウム、コバルトである。（同上）
- 45 『官報』昭和22年4月13日火曜日第6371号
- 46 『官報』昭和22年1月24日金曜日第6007号「指定生産資材割当規則別記第二号様式指定生産資材需要者割当証明書」「別記第三号様式指定生産資材販売業者割当証明書」
- 47 以下の記述は『官報』昭和23年4月20日火曜日6337号による。
- 48 『官報』昭和23年4月30日金曜日6385号。即日施行された規定は附則の第二項で、その内容は昭和23年3月20日から同年4月20日までの紙の小売数量とその品種の報告書を商工大臣に、昭和23年5月10日迄に提出すべしと規定している。
- 49 亜炭（配炭公団法別表第一に掲げる亜炭）とは、「発熱量3500キロカロリー以上の亜炭」を指す（『官報』昭和22年4月15日火曜日 第6073号）。
- 50 附則の第二項に「指定生産資材割当規則（昭和22年閣令、商工省令、農林省令、大蔵省令、内務省令、文部省令、厚生省令、逓信省令、運輸省令、司法省令第一号）は、これを廃止す



- る。」と明記してある。
- 51 後述する、公団設立に関するESSと安本の対立の過程で、1947年9月3日にESSから出された「一九四七年九月三日付マーカット代将発和田長官宛公団新設問題に関する非公式覚書」（国立公文書館『経済統制昭和20～22年(2)』所収）に公団設立よって、ゴム・皮革・普通鋼・鉄鋼二次製品の切符の過剰発券が解消できるか、できないだろう。という文脈で次のように述べている。「ゴム皮革及び鉄鋼等新公団を要請されている多くの場合、其等物資の現在に於ける割当及配給統制が有効に具体化されて居らない事を指摘し得る。割当証書が配給可能数量を超過して発給せられるのが常である。」つまり、特定の指定生産資材の計画生産よりも、多量の割当切符発給という問題は、1947年9月時点以前にも頻繁に発生していたと思われる。
- 52 徳永久治『指定生産資材割当規則の手引き』（商工協会1949）p.25~26
- 53 『官報』昭和二十三年六月十二日（号外）府令・朝礼
- 54 司波実前掲書99頁。
- 55 ミスリードというのは筆者の位置づけだが、1948-9年時点発行された、新「指定生産資材割当規則」の解説本も、附表第六が制定されない限り、第25条は法的効力を持たないと位置づけている。乙竹・渥美『改正指定生産資材割当規則解説』（工業新聞社、1948年）「本条（25条）は、販売業者登録制を規定する新設の条文である。本条は附表第六で登録販売業者制度を採用する資材が定められてから、発動されるものであるから、附表第六が制定せられない限り、本条は適用せられない。」（p.87）と明確に述べている。徳永久次『指定生産資材割当規則の手引き』（商工協会、1949年）では「この附表第六は現在までの処定められていないから、「割当規則」に基く販売業者登録制度は現在のところ未だ行われていない。」（p.72）と述べている。徳永の著書は、司波の著書が出た後なので、参照できなかっただろうが、乙竹・渥美の本は目を通す時間はあったと思われるが、司波は、どうして、こんな解釈をしたのであろうか。
- 56 『官報』（号外）第96号昭和24年7月23日
- 57 『官報』（号外）第112号昭和24年9月15日
- 58 司波実前掲書99頁。
- 59 「本条の登録制度は、所謂無制限登録制である（第二項）。登録を申請すれば何人も受けられるのであって、政府は資格審査その他を理由として登録を拒否することは出来ない。」乙竹慶三、渥美建夫『改正指定生産資材割当規則解説』（工業新聞社、1948年）88頁。「登録は、申請書を審査して登録するいわゆる登録審査制度ではないから、原則としてすべて登録される。」徳永久次『指定生産資材割当規則の手引き』（商工協会、1949）72-3頁。「この条文による登録制は所謂無制限登録制である。」（「一、改正指定生産資材割当規則について」『東京商工局時報号外』1948年11月1日）10頁（国立公文書館所蔵『物資統制令等昭和23・24年第二分冊』）。「特定の物資の販売業者については登録制（但し制約は行わない）を採り、これによって販売業者段階における現物の流通把握に資すること」（経済安定本部生産局「指定生産資材割当規則改正について」48年5月3日国立公文書館所蔵『経済統制』昭和23年(1)）
- 60 片山内閣期という意味は、あくまで時期区分ということである。片山内閣期の統制経済の基本法である「臨時物資需給調整法」も「指定生産資材割当手続規程」も「指定生産資材割当規則」も「指定配給物資配給手続規程」も、すべて前内閣である吉田内閣が制定し施行し



たものである。では片山内閣時代の統制経済は吉田内閣によって制定された統制法によって運営されていたから、吉田内閣の経済政策と云いえるのだろうか。法律を制定した主体とその運用者が一致しないという場合の方が歴史上多いのではないだろうか。ここではこのような無用の混乱を避けるために、片山内閣が成立し、終わりを迎える時期までの期間を片山内閣期と呼ぶことにする。

- 61 金森久雄「はしがき」p.1~2（経済安定本部『第一次経済白書』講談社学術文庫版）
- 62 「流通秩序確立対策要綱閣議決定」（国立公文書館所蔵『公文類聚・第七十二編・昭和二十二年五月三日以降・第七十四巻・産業五・商業一・銀行・金庫』）
- 63,64,65 「流通秩序確立対策要綱」（大蔵省財政史室編『昭和財政史：終戦から講和まで』第17巻（資料1）（東洋経済新報社、1981年））p.330
- 66 国立公文書館所蔵「一九四七年九月三日付マークット代将発和田長官宛公団新設問題に関する非公式覚書（経本連絡部訳）」（『経済統制昭和20年～22年(2)』）
- 67 「政府関係機関」（『昭和財政史 敗戦から講和まで第六巻』）によれば八公団(p.281)であるので、それに従う。
- 68 山崎はこの文書を非常に重視し、生産業者・販売業者登録制があたかも実現したかのよう  
に書かれているが、それは後述するように事実に戻すと思われる。
- 69 国立公文書館所蔵『経済統制昭和21年～22年』(1)所収
- 70 『都留日記』p.234。
- 71 徳永久次『指定生産資材割当規則の手引き』（1949.3.20）13頁。
- 72 同上。
- 73 同上。
- 74 「流通秩序確立対策要綱具体化について」（1947.9.03）国立公文書館所蔵『経済統制昭和  
20年~21年(12)』所収、徳永久次『指定生産資材割当規則の手引き』（1949.3.20）13頁。
- 75 「都留日記」p.244.
- 76 国立公文書館所蔵『経済統制昭和20年～22年(12)』
- 77 山崎志郎「物資需給計画と経済統制法式の変遷」（2019.8）首都大学東京 Research Paper  
SeriesNo11 p.69
- 78 前掲「流通秩序確立対策要綱具体化について」（1947.9.03）
- 79 山崎前掲「物資需給計画と経済統制法式の変遷」p.71
- 80 『官報』「経済安定本部訓令第22号指定物資の輸送証明制要領」昭和24年5月24日火曜日、  
同「経済安定本部訓令第5号指定物資の輸送証明制要領は廃止する」昭和26年3月31日土曜日
- 81 国立公文書館所蔵『公文類聚・第七十二編・昭和二十二年五月三日以降・第七十九巻・産  
業十・商業六・保険・工業』所収
- 82 前掲『都留日記』p.246
- 83 安部武司「軽工業の再建」『通商産業政策史第三巻』（通商産業調査会1992年）所収p.579。
- 84 安部前掲p.589~90
- 85 「繊維について公団制度を必要とする理由」（経済安定本部、1947.7.28）国立公文書館所蔵  
『経済統制昭和20年～22年(13)』所収
- 86 同上。
- 87 電子書籍通商産業省『昭和二十四年度 通商産業省年報』（経済産業省）p.152

88 乙竹虔三・渥美健夫『改正指定生産資材割当規則解説』（工業新聞社出版局、1948年）p.20-27

（原稿受付 2023年6月22日，採択決定 2023年6月30日）

